

ハローワークとILO条約に関する懇談会 報告書について

平成19年4月6日

ハローワークとILO条約に関する懇談会

座長 花見 忠

懇談会の設置目的

経済財政諮問会議の民間議員提案（平成18年11月30日）とILO88号条約との整合性等について検討を行う。

【民間議員提案】

現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他の運営を民間に包括的に委託する（例えば、東京23区で20のハローワークとその支部があるが、その一部を民間開放する）。

民間開放したハローワークを、官が監督する仕組みを整えることで、官のネットワークは維持される。

ILO88号条約（1948年）の概要

1条：加盟国は、無料の公共職業安定組織（free public employment service）を維持しなければならない。

2条：職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系（national system of employment offices）で構成される。

3条：全国的体系は、十分な数であって使用者・労働者に便利な位置にある職業安定機関の網状組織（network）から成る。

6条：職業安定組織は、求職者を登録し面接等を行い、また使用者から求人情報等を得て、求職者に適当な職業に紹介する。また最初の職業安定機関が求職者を適当な職業に斡旋できない場合等には、他の職業安定機関に連絡する。

9条：職業安定組織の職員（staff）は、・・・公務員でなければならない。

民間議員提案についての解釈

解釈 1 : 花見座長（上智大名誉教授）、小寺委員（東京大学教授）、山本委員（東北大学名誉教授）

9条の「職員」は、国の機関の指揮監督に従事する職員のみを意味し、職業紹介機関の職員は含まれない。

従って、民間議員提案は、民間事業者に対し公務員から成る国の機関による指揮監督（契約に基づくものでもよい）があれば、条約上問題を生じない。

解釈 2 : 小寺委員の予備的解釈

仮に9条の「職員」が、職業紹介業務に従事する職員まで含むと解したとしても、民間委託した機関以外の職業紹介機関（引き続き公務員によって職業紹介業務が実施される職業紹介機関）が、ILO88号条約の要件を満たしていれば、条約上問題を生じない。この場合、条約の対象となる職業紹介機関の数が減ることとなるが、3条の数及び配置の判断は、各国の合理的な裁量が認められる。

民間事業者に委託した職業紹介機関が、条約上の職業紹介機関と従来と同様のネットワークを構成することは、条約上問題とならない。

民間議員提案についての解釈

解釈 3 : 吾郷委員（九州大学教授）

9条の「職員」は、職業紹介業務に従事する職員まで含むことから、条約上の職業紹介機関をそのまま民間事業者に委託した場合には、条約違反となる。また、公務員以外の者が職業紹介業務を実施する職業紹介機関が、条約上の職業紹介機関のネットワークに組み込まれていた場合にも、条約違反となる。

民間委託した機関以外の職業紹介機関（引き続き公務員によって職業紹介業務が実施される職業紹介機関）が、ILO88号条約の要件を満たし、かつ、民間委託した機関が、条約上の職業紹介機関のネットワークから切り離されていれば、条約上問題を生じない。3条の数及び配置については、条約が求める労使との協議を踏まえた政府の判断次第では、現行の職業安定機関をすべてそのまま維持することが義務づけられる結果となることもある。

解釈 4 : 逢見委員（日本労働組合総連合会副事務局長）

9条の「職員」は、職業紹介業務に従事する職員まで含む。
民間事業者が国から委託費を受け取る場合は、「無料」（1条）とは言えない。
従って、条約上の職業紹介機関をそのまま民間事業者に委託した場合には、条約違反となる。